

# 児童手当の第3子加算延長

## 第1子22歳の年度末まで

政府調整

来年度に実施する児童手当の「第3子以降の加算倍増」について、政府は「第1子」が22歳の年度末まで「第3子」の加算対象とする案を軸に調整に入った。「第1子」が学生でも働いていても、要件を満たせば「第3子」加算の対象とする方向だ。

現行制度では3人以上の子どもがいる場合、最年長の「第1子」が高校を卒業すると子どもとして数えず、「第3子」が「第2子」に繰り上がり、加算が受けられなくなる。拡充策で「第3子」の加算期間が延長されても高校生年代で加算

されるケースは限られるため、与党内からも見直しを求める声があった。今回の要件緩和では、22歳の年度末という年齢だけで区切り、親が「第1子」の面倒をみながら同じ生計のもとで暮らしていれば、働いていても「第1子」とみなす。